

環境メルマ“Brownfields”

特別号

都市の土地管理に関する国際会議

お疲れ様です。環境メルマの佐藤です。

現在、ドイツのシュトゥットガルト市で開催されている「都市の土地管理に関する国際会議(2nd International Conference on Managing Urban Land)」に参加しております。会議名にこそ「ブラウンフィールド」という言葉が入っていませんが、この会議はヨーロッパ最大のブラウンフィールド関連会議です。ただし、ブラウンフィールドが主役ではなく「都市の持続可能性」が主役の会議といえます。

この会議には、私が把握している限り、23カ国から約500人の参加者が集まっています。せっかくだすから国名を挙げさせてくださいね。ドイツ、ハンガリー、オランダ、英国、米国、フランス、ベルギー、スイス、スウェーデン、デンマーク、イタリア、オーストリア、スペイン、ポーランド、チェコ、ルーマニア、ラトビア、ノルウェー、ギリシャ、ブラジル、メキシコ、アイルランド、日本。ちなみに日本からは国際航業株式会社の保高様が研究発表をなさいました。

参加者のバックグラウンドは、プランナー、建築家、デベロッパー、プロジェクト管理者、行政関係者、大学・研究所関係者、環境コンサル、エンジニア、保険会社、NPO、弁護士、ジャーナリスト等と様々で、ちょっと長めに設定されている休憩時間になると、みんなが会議場中央のカフェに集まって、コーヒーやデザート片手におしゃべり大会が始まります。

そんな時間に、私がよく耳にしているのは「欧州では土地は無二の資源なのだよ。」という声でした。広大は国土をもつ米国における「ブラウンフィールド」と、ここ欧州における「ブラウンフィールド」では、言葉の奥にある意味が異なっているのです。

具体的な話をすると、例えばドイツでは、現在、毎年約120ヘクタール(1,200,000m²)のグリーンフィールドが開発されていますが、それを2020年までに30ヘクタール(300,000m²)まで削減する政策を打ち出しています。言い換えれば、既に開発されたサイトの再利用度を高めて、より人口密度が高い街をつくる、ということです。行政関係者いわく、この目標を達成することは至難の技だそうです。でも、はっきりとしたゴールを設ける必要がある、そこまで状況は追い詰められている、という気迫を感じます。それに加えて、その現状をより多くの市民へ伝達してコンセンサスを得る努力を払っている点は見習う点だと思います。限られた土地を上手に再開発して、子供や孫の世代までヨーロッパのすばらしさや幸せをつないでいくために、今、都市に住むことに対する考え方を変えていく必要があるのですね。

それから、もうひとつ会議全体の特記事項をお話すると、「持続可能性」についての議論があちこちで展開されていました。私は発表のお題目を拝見したとき、正直、概念的な話ばかりがはじまるのかな？とおもいましたが、結構本音ベースでの発表・発言がありました。たとえば、持続可能性についての議論に時間や労力を費やしてきたけれど、自分たちは未だに混乱している状況ではないか、など。これについて、具体的なお話は更なる特別号でお伝えしたいと思います。

ここで写真とともに会議の様子を紹介します！



会場外観。昔工場だった建物を可能な限り再利用したマルチスペースビルディングです。通常は、演劇、ミュージカル、音楽会などの会場として利用されています。ちなみに、後ろの煙突は当時のものではなくて、再開発のときにつけた飾りだそうです。



開会式。シュトゥットガルト市長様をはじめ欧州委員会代表者からのご挨拶がありました。ちなみに、シュトゥットガルトはドイツ国内で特にブラウンフィールド再開発に力を入れている都市です。



会議場の一部。天候に恵まれたこともあり、お日様の光がたっぷり差し込んできて気持ちよい空間が広がっていました。工場の面影が残っていて、まさにこの会議にはもってこいの会場です。

環境メルマは来週お休みをいただきます。みなさまにとって、素敵なゴールデンウィークになることお祈りしています。

Thanks God It's Friday!
Thanks God It's Brownfield!!
環境メルマ 佐藤 (t.sato@ers-co.jp)

坂野のつけたし(banno@ers-co.jp)

シュトゥツガルトのブラウンフィールド(BF)プロジェクトやロンドンの再開発プロジェクトは次回以降にして、今回は引き続きフランドル州のこと、とくに BF について書こうと思います。

フランドル州の土壤修復法は 1995 年に成立し、それ以前に発生した土壤汚染とそれ以降に発生した土壤汚染の扱いが異なることは前回の付け足しで述べました。また、第三者が内容を確認することができる汚染地の登録簿(Register of Polluted Land)があり、さらに、それぞれの土地には地歴や浄化の実施や完了に関する情報を詳しく説明した Soil Certificate(土壤の汚染状況に関する証明書)の制度があります。また、この法律は土地の譲渡や工場施設の閉鎖の際の具体的な手続きを定めており、duty(義務)と liability(責任)に関する違いを説明しているそうです。

しかし、この法律も売買や開発の予定がなく放置されてしまったサイト、つまり BF まではカバーしていないそうで、そのため、環境修復、都市計画、土地の再利用に関する戦略的かつ統合的な取り組みがスタートし、新たな法律が来年には施行することになっているそうです。

ちなみに、今回の CABERNET 会議でもらった資料によると、フランドル州に存在する BF の面積は 5,500 ヘクタール、数にして 53,000 箇所があると見積もられています。先日出された環境省の中間取りまとめでは、日本の BF(土壤汚染が理由で土地売却が困難になりうる土地)は約 28,000 ヘクタールですので、単純に数字だけ見れば日本の 1/5 ほどの規模といえるでしょうか。北西ヨーロッパでは、BF の定義のなかに「土壤汚染」ということが明確に入ることはあまりないのですが、この州の BF の定義には、“a real or perceived environmental contamination(実存する、あるいは認識される環境汚染)”という節が入っています。新しい法律では定義が変わるかもしれませんが、日本の定義にも近くて親近感がわきます。

ところで、Soresma では、ガス工場跡地(横には肥料工場)で行われた調査の内容やフランドル州の土壤中重金属のバックグラウンドに関する調査結果を見せてもらいました。調査の方法は、メッシュを切って平面的に土壤サンプルを採取・分析し、必要に応じて深度方向をあたるといって、日本とほぼ同じ方法を採用しています。重金属のバックグラウンドについては、意外にもフランドル州は大きな断層を含め、ちょっと複雑な地質構造をしていること、また、州の北東部では亜鉛のバックグラウンド値が高いことなどを教えてもらいました(ちなみに、アフリカのコンゴはベルギーの植民地だったことがあります。そこで貴金属やダイヤモンド(この州のアントワープはダイヤモンド取引の世界的中心地)を採掘するために地質構造の調査実績を積んだ技術者が、本国の地質を調べたのだそうです)。後者の調査研究報告書はまだ正式にクライアントさんに提出されていない、とのことでしたが、技術的なアプローチをみても、結構、日本と同じようなことをやっているんだなあと感じました。

▼参考情報

www.brownfields2006.org/proxy/SessionDocument.55.aspx (米国BF会議でのプレテン資料:ファイルは重いですが、BFの取り組みや現場写真が載っています。)

www.coe.int/t/e/cultural_co-operation/environment/resources/naturopa_magazine/naturopa94_e.pdf